



2021年5月27日

各 位

会 社 名 サンデンホールディングス株式会社  
代 表 者 代表取締役 社長執行役員 西 勝也  
(コード番号 6444、東証第一部)  
問 合 せ 先 取締役 執行役員 財務経理本部長 秋間 透  
TEL(03)5209-3296

### 決算期の変更及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の当社取締役会において、2021年6月25日開催予定の第95期定時株主総会に決算期変更のための定款の一部変更（以下「本定款変更」といいます。）に係る議案を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、本定款変更に係る議案は、第95期定時株主総会の開催日（2021年6月25日を予定）の前日（同日を含みます。）までに海信家电集团股份有限公司（Hisense Home Appliances Group Co., Ltd.）（以下「ハイセンス・ホーム・アプライアンス・グループ」といいます。）が設立した特別目的会社である海信日本オートモーティブエアコンシステムズ合同会社に対する第三者割当の方法による普通株式の発行（以下「本第三者割当増資」といいます。）に係る払込みが完了していることを条件に採決されます。

#### 記

##### 1. 決算期変更の理由

本第三者割当増資に係る払込みの完了により、当社は、ハイセンス・ホーム・アプライアンス・グループが属する、海信集团控股股份有限公司（Hisense Group Holdings Co., Ltd.）を究極の親会社とするHisenseグループの傘下となります。現在、当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年としておりますが、本第三者割当増資に係る払込みの完了後において、Hisenseグループにおける決算期に当社の決算期を合わせることにより、決算・管理体制の強化・効率化を図ることを目的として、決算期の変更（以下「本決算期変更」といいます。）を行うこととしました。

但し、本定款変更に係る議案は、第95期定時株主総会の開催日（2021年6月25日を予定）の前日（同日を含みます。）までに本第三者割当増資に係る払込みが完了している場合のみ採決され、同日までに本第三者割当増資に係る払込みが完了していない場合には、撤回され、採決されません。

##### 2. 本決算期変更の内容

現在	毎年3月31日
変更後	毎年12月31日

※本決算期変更の経過期間となる第96期は、2021年4月1日から2021年12月31日までの9か月決算となる予定です。

##### 3. 今後の見通し

今後の見通しにつきましては、2021年5月13日に公表いたしました「2021年3月期 決算短信」において2022年3月期の業績予想を未定としております。本決算期変更の経過期間となる第96期の業績予想につきましても、現時点では不確定な要素があるため、合理的な予想値の算定を行うことは困難であると判断し、未定とさせていただきます。業績予想の開示が可能となった時点で、速やかに公表いたします。

4. 定款の一部変更

変更内容は次の通りです。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p>(基準日) 第12条 当社は、毎年<u>3</u>月31日の株主名簿に記録された株主をもって、定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>(招集) 第13条 当社の定時株主総会は、毎年<u>6</u>月にこれを招集する。</p> <p>(事業年度) 第32条 当社の事業年度は、毎年<u>4</u>月1日から<u>翌年3</u>月31日までの1年とする。</p> <p>(剰余金の配当) 第33条 株主総会の決議により、毎事業年度末日の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に対し、期末配当を行うことができる。前項のほか、取締役会の決議により、毎年<u>9</u>月30日の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。</p>	<p>(基準日) 第12条 当社は、毎年<u>12</u>月31日の株主名簿に記録された株主をもって、定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>(招集) 第13条 当社の定時株主総会は、毎年<u>3</u>月にこれを招集する。</p> <p>(事業年度) 第32条 当社の事業年度は、毎年<u>1</u>月1日から<u>12</u>月31日までの1年とする。</p> <p>(剰余金の配当) 第33条 株主総会の決議により、毎事業年度末日の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に対し、期末配当を行うことができる。前項のほか、取締役会の決議により、毎年<u>6</u>月30日の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>第1条 第32条(事業年度)の規定にかかわらず、第96期事業年度は2021年4月1日から2021年12月31日までの9か月間とする。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>第2条 第33条(剰余金の配当)第2項の規定にかかわらず、第96期事業年度の中間配当の基準日は2021年9月30日とする。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>第3条 前二条および本条は、第96期事業年度の終了をもって、これを削除する。</u></p>

5. 日程

- |                          |                 |
|--------------------------|-----------------|
| (1) 本定款変更のための定時株主総会開催予定日 | 2021年6月25日 (予定) |
| (2) 本定款変更の効力発生日          | 2021年6月25日 (予定) |

以上